出生率1.57ショック ——“深刻で静かなる危機”——

健やかに子どもを産み育てる環境づくりを

健やかに子どもを産み育てる環境づくり——出生率の低下を、「深刻で静かなる危機」と受け止めた国は、子育て環境の改善に取り組むことになりました。

とはいえ、子どもを産む産まないは個人の自由ですし、行政が直接関与すべきことではありません。国もそういう前提に立って、公共施設の見直しや法律の改正など、環境づくりに重点をおいた〝改革〟を、平成三年度から本格的にスタートさせました。

出生率低下の現状を踏まえながら、新たに打ち出された〝子育て環境づくり〟をみてみましょう。

平成元年度の人口動態統計で、一人の女性が一生の間に産む子どもの数——合計特殊出生率（出生率）——が一・五七人という史上最低の記録がでました。では、なぜ、出生率の低下が「深刻で静かなる危機」なのでしょう。大きな問題は左記の三つです。

①お年寄りを支える一人当たりの年金負担額の増加

②労働力の不足による経済の停滞

③子どもの数が減る（少子化）

ことによる社会性への影響

つまり、出生率の低下は、子ども自身にも、国全体にも大きな影響を及ぼすと予想されているのです。

◇

出生率低下の主な要因は左記の三つです。

①未婚率の上昇

二十五～二十九歳の女性でみると、昭和五十年は二〇・九％だった未婚率が、平成元年には三七・三％になりました。つまり、晩婚化が進んでいるのです。

②夫婦の出生力（生涯に産む子どもの数）の低下

明治から大正初期までに生まれた女性は、平均四～五人の子どもを産んでいました。しかし、昭和に入ってからは、平均二人となり、わずかながら減少傾向にあります。

③女性の社会進出

職場中心主義の社会では、仕事と家庭の両立は難しいのが現状です。育児にかかる負担が重く、どうしても出生を抑制しがちです。

では、どうすれば子どもを産み育てていくことに、喜びや楽しみを感じられる家庭を築くことができるのか、また、どうすれば子どもを産みたくても産めない〝環境〟を変えていくことができるのでしょう。それには、社会のなかにある、出生を抑制する原因を取り除くことです。

そこで国では、左記に挙げる三つの観点から、健やかに子どもを産み育てる環境づくりを進めていくことにしています。

1 家庭生活と職業生活の調和を

現在は一般的に、仕事か家庭かの二者択一を迫られるのが実情です。仮に仕事に重点をおくと、家族と触れ合うどころか、すれ違うのが関の山です。

そこで、家庭生活を豊かにするために、左記のような対策が考えられています。

▼労働時間を短縮

いままで週四十六時間だった法定労働時間を、今年の四月から週四十四時間としました。

今後は、四十時間労働制に向け、①完全週休二日制の実施　②年次有給休暇の取得　③連続休暇の普及・拡大が進められます。

▼育児休業制度を定着

仕事と育児の両立を支援する制度です。子どもが一歳になるまでの間、男女を問わずに休みが取れ、育児の負担が軽くなってから再び仕事に就けるというものです。

さらに、育児期間中は、短時間勤務やフレックスタイム制を認めるなどの配慮を、企業に対して求めていく方針です。

▼保育サービスを充実

従来からある0歳児から入れる乳児保育や延長保育、パート労働の女性などを対象にした一時保育の実施個所が増えます。

また、夜十時までの長時間保育と、企業が社会福祉法人に委託して行う、深夜・休日の保育が、今後、新たに始められることになりました。

出生率1.57ショック ——“深刻で静かなる危機”——

健やかに子どもを産み育てる環境づくりを

2 子連れに優しいまちづくりを

住宅や道路の整備、公共施設の改善を進め、〝子連れに優しいまちづくり〟を目指して、左記のような措置がとられます。

住宅

公的賃貸住宅を増やす

地価高騰で、家賃や住宅の購入価格が高くなりました。

そこで国では、比較的規模の大きい公的賃貸住宅を増やすことにしました。さらに、子どもの多い家庭には、優先的に賃貸住宅に入れるようにする選定方法を実施していくようになります。

子どもの遊び場

児童公園や児童館を整備

子どもの成長には、のびのびと遊べる「場」が大切です。そこで、児童公園や児童遊園、都市公園や児童館などを整備したり、増やしたりすることになりました。

このほか、新たに放課後の児童対策として、児童クラブ事業を始めます。これは、共働き家庭の低学年の児童を対象に、遊びや勉強を教えるものです。二十人以上の児童が集まれば国の補助がでます。

子連れ外出を可能に

公共施設にベビールーム

「子どもが生まれると、どこへも行けない」「子どもが小さいから、あと二、三年は無理だな」など、乳幼児のいる家庭のほとんどは、コンサートはもちろん、デパートなどへ買い物に行くにも大変です。

そこで国では「子連れでも活動しやすい環境づくり」を打ち出しました。公共施設にベビールームや授乳室を整備したり、会館やホールに託児施設を設けたりします。

道路もベビーカーを使いやすいようにしたり、駅の階段の端にベビーカーの幅のレールを敷き、ベビーカーが上り下りしやすいようにしたりします。

子連れに冷たい日本のまちを、官民一体となって環境整備をしていこうというものです。

3 子育てのバックアップ体制を強化

子育てを、教育面や経済面、さらには心の面からも支援していこうというもので、具体的には左記のような措置がとられます。

教育面

家庭科が必修科目に

受験競争の過熱は、子どもだけでなく親に対しても、心理的な負担を与えているといわれています。そこで、画一的だった学校教育を多様化し、個性を重視した教育を進めていきます。

また、平成四年四月から、小・中・高校と順次、家庭科が必修となります。これは、子どもたちが家庭を築いたときに、共に助け合えるようにするものです。さらに、中・高校生を対象に「乳幼児ふれあい体験学習」も始まります。

経済面

児童手当制度を改正

いままで第二子（二人目の子ども）からしか受け取ることができなかった児童手当が、第一子から第二子ともに月額五千円、第三子以降は月額一万円となります。

ただし、支給される期間が短くなり、これまでは「小学校入学前」でしたが、今回から「三歳未満」に変わります。平成四年一月から段階的に実施され、平成六年一月から統一されます。

妊娠・出産・子育て

不安や悩みにこたえる

核家族化や都市化の進行で、育児についての知識や方法が受け継がれにくくなり、育児に不安や悩みを訴える人が少なくありません。

そこで、不安や悩みを気軽に相談でき、指導や支援を受けられる体制づくりが始まりました。「子ども・家庭一一〇番」もその一つ。今年から二十五都道府県で実施されることになりました。また、千三百を超える保育所で、育児講座が開講されます。

このほか、登校拒否児童に対して、①ふれあい訪問　②宿泊指導　③家族療法　④養護施設内指導なども行います。そして、父子家庭のために、夜間に子どもをあずかるトワイライトステイを実施し、子育てをバックアップする体制を強化していきます。